

令和4年8月3日

国立大学法人室蘭工業大学
地方創生研究開発センター
研究協力会会長 倉地 三喜男

研究協力会加入のお願い

拝啓 時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

民間企業と大学との接点に立って、地域技術の振興並びに活性化を図ることを目的とした室蘭工業大学地方創生研究開発センター(略称CRDセンター)を側面から支援し、CRDセンターの発展を期することを目的に、室蘭工業大学地方創生研究開発センター研究協力会(略称研究協力会)を組織して以来29年が経過いたしました。この間、会員各位と密に意思の疎通を図りつつ、CRDセンターの研究推進事業への協力と、研究協力会の活性化事業とを実施して参りました。特に、後者の事業は、企業の若手技術者と大学の若手研究者との交流によって、明日の企業、大学を担う若手が、地域産業の一層の活性化に対する共通認識を培い、実態に即した共同研究が活発に展開されることを目的としています。このように本協力は大学と共に地域振興・活性化を図り、ひいては個々の企業の発展をより確実なものとするをねらいとしています。

つきましては、本研究協力会の趣旨をご理解いただき、是非とも、貴社におかれましても、研究協力会にご加入いただきたく、協力会規約、役員名簿を同封の上御案内申し上げます。

なお、趣旨にご賛同いただけますならば、同封の研究協力会加入申込書を御送付いただきたくお願い申し上げます。

貴社の益々の発展を御祈念申し上げます。

敬具

研究協力会加入の手続き

1. 別紙の『研究協力会加入申込書』に必要事項をご記入の上、ご送付ください。
2. 研究協力会の会費は年会費とし、一口5万円となっておりますが、複数口お申し込みも歓迎いたします。
3. 研究協力会の会費は、任意団体の会費であります。一括して「協力会の年度事業計画に基づいての大学(CRDセンター)への寄付」という形をとっております。
4. 会費の納入につきましては、後日、ご案内いたします。

申込書送付先

国立大学法人室蘭工業大学 地方創生研究開発センター
〒050-8585 室蘭市水元町27番1号
TEL. (0143)46-5860
FAX. (0143)46-5879

室蘭工業大学地方創生研究開発センター研究協力会
加入申込書

企業名

代表者名 印

室蘭工業大学地方創生研究開発センター研究協力会に下記のとおり加入します。

記

1. 年会費 口 (万円)

2. 郵便物送付先住所

〒

TEL. () -

FAX. () -

3. 連絡責任者

所属

氏名

申込書送付先

国立大学法人室蘭工業大学 地方創生研究開発センター
〒050-8585 室蘭市水元町27番1号
TEL. (0143)46-5860
FAX. (0143)46-5879

室蘭工業大学地方創生研究開発センター研究協力会規約

(名称)

第1条 この会は「室蘭工業大学地方創生研究開発センター研究協力会」(以下「研究協力会」という。)と称する。

(目的)

第2条 研究協力会は、室蘭工業大学地方創生研究開発センター(以下「CRDセンター」という。)が行う事業推進への支援等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 研究協力会は、本会の趣旨に賛同し、別に定める参加申込書により入会した者(以下「会員」という。)をもって組織する。

(役員)

第4条 研究協力会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |

2 役員は、総会において会員の中から互選する。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、研究協力会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その仕事を代理する。
- (3) 理事は、会長が必要と認めた事項を審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(任期)

第6条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合には、必要に応じて補充する。ただし、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 研究協力会の会議は役員会及び定期総会とし、会長が招集し議長となる。

(役員会)

第8条 役員会は第4条の役員をもって組織し、本会の運営その他必要事項を審議決定する。

(総会)

第9条 定期総会は、原則として年1回開催する。ただし、必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(経費)

第10条 研究協力会の目的達成及び運営に関する経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。会費は一口以上とし、一口年額50,000円とする。

(事業年度)

第11条 研究協力会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(顧問)

第12条 研究協力会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の求めに応じ研究協力会の事業推進について、意見を述べるとともに、会務の支援活動等を行うものとする。

3 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第13条 事務局は、室蘭商工会議所内に置く。

(雑則)

第14条 この規約の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成5年12月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月10日から施行する。

地方創生研究開発センター研究協力会役員名簿

役員名	会社名	役職	氏名
会長	日本製鉄（株） 北日本製鉄所室蘭地区	副所長兼 生産技術部長	倉地 三喜男
副会長	王子製紙（株） 苫小牧工場	工場長代理 兼施設部長	大倉 孝之
副会長	（株） 檜崎製作所	理事・室蘭工場長 兼技術開発室長	西村 公利
副会長	（株） 西野製作所	代表取締役社長	西野 義人
理事	（株） 光合金製作所	代表取締役社長	井上 晃
理事	（公財）室蘭テクノセンター	専務理事	松村 隆三
監事	（株） 栗林商会	常務取締役 室蘭商事部長	栗林 昌弘
監事	日鉄セメント（株）	製品開発部長	若杉 伸一

任期：～2023年3月31日